



このマークのある駐車場の 利用についてご理解を!

このマークのついた駐車場は、障がいや高齢などにより歩行や乗降が困難な人々のために用意されている駐車場です。しかし、この駐車場を利用する必要がない人が駐車されていて、歩行や乗降が困難な人が利用できないことがあります。

このマークのついた駐車場の利用について、ご理解とご協力をお願いします。

また、島根県では「思いやり駐車場利用証制度」を実施し、このマークのついた駐車場を必要とする人に対して、利用証を交付しています。

交付手続は市役所福祉推進課・各行政センター市民サービス課でできますので、ご相談ください。

**思いやり
駐車場**

この駐車場は、島根県発行の身障者等
用駐車場利用証をお持ちの方が利用
できます。

【対象者】

- ・高齢者（要支援1以上）で、歩行が困難な人
- ・身体、知的、精神障がいがあり、歩行が困難な人
- ・難病患者で歩行が困難な人
- ・妊産婦の人や、一般的な疾病（骨折や病気など）等により一時的に歩行が困難な人（有効期限あり）

※障がいの程度や疾病の状態などそれぞれ条件がありますので、詳しくはお尋ねください。

あいサポーター研修(出前講座)のご案内 ～障がいを知り、共に生きる～

あいサポーターとは

様々な障がいの特性や必要な配慮などを理解して、日常生活でちょっとした配慮や手助けを行う人を「あいサポーター」と言います。出雲市では、「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく「あいサポート運動」を推進しています。

あいサポーター研修（出前講座）を受けることで、誰でもあいサポーターになることができます。

あいサポーターとなり、身近なところで、できることから始めてみませんか。

【あいサポーター研修（出前講座）を希望される場合】

○申込み方法

市役所福祉推進課までご連絡ください。

ご希望の開催日時や場所などを確認させていただきます。

○対象

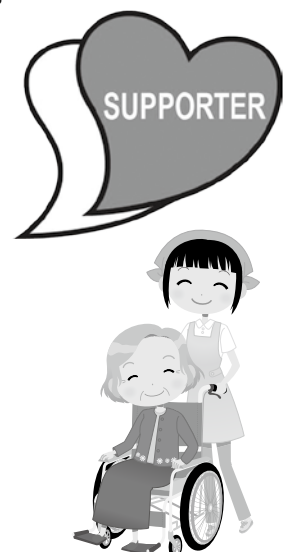
出雲市内にある各種団体、組織、住民、企業など
（町内会や保護者の会など、数人での開催も可能です。）

○内容・所要時間※ご希望に応じて調整します。

- 〈例〉・あいサポート運動について、障がいについて（30分～1時間）
- ・障がい者差別解消法について（30分）

○費用等

開催に関する費用は無料です。会場のみご用意をお願いします。
資料や必要機材は市で用意します。



おたずね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を 支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯へ生活支援を行うため給付金を支給します。対象者の基準及び申請に必要な書類等詳しくは、ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金については、国からの通知が届き次第、お知らせします。

- 1.対象者**
- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
【申請不要 支給済み】
 - ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- 2.給付額** 児童1人当たり一律5万円
- 3.申請方法** 申請期間: 6月～令和4年2月末(予定)
申請先: 出雲市役所本庁1階「子育て世帯生活支援特別給付金窓口」

おたずね/子ども政策課 ☎21-6963

ひとり親家庭への支援制度のご紹介

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件や、事前に相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制度	内容	問い合わせ
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みの相談に応じます。	本庁 子ども政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	本庁 子ども政策課 または各行政センター
児童扶養手当	母または父と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母(父)とその児童または、両親のいない児童の医療費を助成します。(所得制限があります。)	本庁 福祉推進課 または各行政センター
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁 教育政策課 または各小・中学校

〈おたずね〉
本庁/子ども政策課 ☎21-6218 FAX 21-6413
福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598
教育政策課 ☎21-6190 FAX 21-6192

平田行政センター/市民サービス課 ☎63-5567 FAX 62-4369
佐田行政センター/市民サービス課 ☎84-0111 FAX 84-0579
多伎行政センター/市民サービス課 ☎86-3116 FAX 86-3561
湖陵行政センター/市民サービス課 ☎43-1215 FAX 43-1433
大社行政センター/市民サービス課 ☎53-3116 FAX 53-4493
斐川行政センター/市民サービス課 ☎73-9110 FAX 73-9119